

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第25回）開催結果概要

1 日時

平成20年7月22日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，
中尾正信，二島豊太，總山哲，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，安東章総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，
花村良一民事局第一・三課長，伊藤雅人刑事局第一・三課長，
春名茂行政局参事官，浅香竜太家庭局第二課長

4 進行

意見交換

（1）医事関係訴訟の長期化要因に関する仮説の検証について

花村民事局第一課長から，医事関係訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因につき，第2回報告書で挙げた仮説の実証の方向性を検討した結果についての説明がなされた（資料1-1）。

（中尾委員）

ヒアリングでの発言を一般化して長期化要因の分析に用いるには，もう少し慎重な検討が必要である。

例えば，争点整理が漂流する原因が，患者側である原告代理人の準備不足にあると一概にいえるのか，原告代理人が協力医の援助を得られないことが直ちに長期化要因といえるのか，原告側の資力が乏しいために私的鑑定ができなかった例を考えると，原告側の準備不足の問題のみならず，いろいろな要因

で準備に限界があるのではないかといった点である。

態勢整備の問題としては、原告側が早く協力医と相談できるような態勢を整備することが重要である。このような態勢が整備されれば、訴訟前に和解して解決できる事案も増えると思われる。

(秋吉委員)

争点整理と鑑定に着目した今回の分析は実務感覚に合致していると思う。審理が長期化する要因は、統計データのみからでは見えてこない部分がある。長期化要因を分析していく上では、実務的な感想であるヒアリングでの発言を何らかの形で取り入れていくほかない。

争点整理はスムーズに進むが、鑑定人の選任には時間がかかる裁判所もあれば、短時間で鑑定人候補者を推薦できるシステムは構築したが、早く的確に争点を見出すことが課題となっている裁判所もあるので、迅速化のための基盤整備を考える上では、裁判所ごとの実情を踏まえる必要がある。

争点整理においては、原告側が医学的知見を取り入れて早期に争点を確定していくことが重要であるが、A地裁管内の分析(資料1-2の図6以下)を見ると、協力医を頼みやすいシステムが整備されることによって医事関係訴訟が更に変わっていく可能性が示唆されている。

(山本委員)

A地裁管内は、協力医が充実しており、鑑定を行わなくてよいため、短期間で終了している可能性がある。しかし、私が参加した弁護士ヒアリングでは、地域内で協力医が見つからなかったときには、遠方の都市部に行くなどして協力医の意見を求めなければならず、コスト面で限界があるとの指摘があった。

迅速に鑑定人候補者を推薦する地域ネットワークを形成できない地方においても、迅速に推薦が受けられるルートを構築することが重要である。

医療事故から訴えを提起するまでの期間がかなり長くなっている点も問題

であり，医療事故があった時点から起算して，迅速に紛争を解決できるシステムを構築する必要がある。

（民事局第一課長）

協力医が充実している場合には鑑定しなくとも解決できるケースが多いとよく聞かすが，協力医の存在と鑑定との関連性を統計データで把握するのは難しい。

（菅野審議官）

裁判官ヒアリングも弁護士ヒアリングも，発言の中には一裁判官ないし一弁護士の感想にすぎないものがある。今後は，他のヒアリングや文献でも指摘されているかなどといった点も考慮して，できるだけ真実に近いと思われるものを抽出して取りまとめたいと考えている。

（仙田委員）

医事関係訴訟の平均審理期間が年々短縮されているのは，医事関係訴訟委員会等の協力があることに一因があるのか，それとも新受件数が年々増加していることから見て，難しくない事件でも訴えを提起されるようになってきているからなのか。

医事関係訴訟委員会が鑑定人候補者を推薦する場合には，鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間が長い（資料 1 - 2 の表 4）のはなぜか。

（民事局第一課長）

医事関係訴訟の平均審理期間が年々短縮されている一因が，医事関係訴訟委員会等の協力や難しくない事件の増加にあるのかについて，統計データで把握するのは難しい。

医事関係訴訟委員会が鑑定人候補者を推薦する場合の鑑定人指定までの期間が長いのは，医事関係訴訟委員会に鑑定が依頼される事案は，非常に複雑又は高度な分野に係るものとなっており，当該地域では専門家が見つかりにくく，推薦までに時間を要していることや，医事関係訴訟委員会においてど

の学会に推薦を依頼するのが適切かも議論して時間を要していることが原因と思われる。

(二島委員)

最近の医事関係訴訟では、原告側には消費者問題に詳しい弁護士が、被告側には医療過誤保険の損害保険会社の弁護士が、それぞれ代理人に付くことが多く、いずれも医事関係訴訟のスペシャリストとなっている。このような実情も加味して検討すべきである。

(2) 知的財産権訴訟の長期化要因に関する仮説の検証について

春名行政局参事官から、知的財産権訴訟の審理期間に影響を及ぼす要因につき、第2回報告書で挙げた仮説の実証の方向性を検討した結果についての説明がなされた(資料2-1)。

(3) 刑事第一審訴訟事件の統計分析について

ア 証拠開示に関する裁定請求があった事例の分析状況について

伊藤刑事局第一課長から、証拠開示に関する裁定請求のあった事件の概況について、説明がなされた(資料3-1)。

(酒巻委員)

多くの事案では、証拠開示に関する裁定請求がなされる前に、検察官が任意に証拠を開示していると思われるので、今後、裁定請求がなされる事案が著しく増えたり、裁定請求のために公判前整理手続の進行が遅れたりすることはないと予測している。

(總山委員)

最近では、開示すべき証拠ならば早期に開示するという運用が定着しつつあるので、証拠開示に関する争いが長期化要因になっているということはないと思われる。

イ 新たな統計データの収集について

伊藤刑事局第一課長から、公判前整理手続に付した事件について、開廷時

間が長くなる要因を分析するための新たな統計データの収集方法及びその分析の方針等について説明がなされた。

(總山委員)

被害者参加制度への対応を検討するためにも、被害者参加人の尋問等の時間に関する項目を設けてみてはどうか。

(二島委員)

被害者から刑事損害賠償命令の申立てがなされた事案では、過失相殺等、いろいろな議論が出てくると思われるので、何らかの統計データを集めた方がよい。

(秋葉委員)

被害者からの刑事損害賠償命令の申立てが審理期間に大きな影響を与えることはないと考えている。被害者参加についても、被害者参加人が30分以上延々と尋問することは想定されていないと思う。

(刑事局第一課長)

被害者参加も被害者からの刑事損害賠償命令の申立ても、刑事裁判の審理期間には大きな影響は与えないとの前提で作られた制度なので、裁判の迅速化検証の関係では、事件票の項目以外に統計データを集めることは考えていない。

(4) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第26回 平成20年11月6日(木)午前10時から

(以 上)